人権啓発課
☎32-1708　FAX 32-0110
✉jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

## パートナーシップセミナーを開催しました

市では、男女共同参画についての知識・理解を深め、日々の暮らしの中で実践していくことを目的としてパートナーシップセミナーを実施しています。

今年度は、「ヨガ講座」「親子料理講座」「ハンドメイド講座」を開催しました。

多くの人が参加し、「普段こんなにゆったりとした気持ちで自分の体に向き合うことがないので、とてもいい機会になった」、「ハンバーガーを手作りするのは初めてだったけど、親子でできて楽しかった」、「年齢を問わず楽しく参加でき、なかまづくりもでき、本当に素晴らしい取り組みだと感じた」などの感想が寄せられました。

令和8年度も、さまざまなセミナーの開催を予定していますので、楽しみにお待ちください。

**ヨガ講座**
ウェルビーイング（身体・精神・社会的に良好な状態）の実現のために

**親子料理講座**
性別にかかわらず誰もが家事や育児を家庭内で協力し合う意識を育むために

**ハンドメイド講座**
多様な価値観に触れ、互いに認め合うために

## みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課　☎32-4300

本田博通（ひろみち）地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします

### 地域で生きることこそが社会を変えていく

「二次会はカラオケに行こう！」通町筋電停の前で1人がそう言ったとき、ドキリとしました。そこには「彼」もいたからです。脳性麻痺がある「彼」は幾度も繰り返しながら会話します。気まずい雰囲気になりはしないかと心配しながらも何も言えず、私はみんなについていきました。

テーブルの選曲本（40年前の話です）を「彼」が器用に足の指でめくります。親指で「コレコレ！」と示すと、「あいよ」とばかりに友人がセットしました。曲が流れると、私は唖然（あぜん）としました。隣の人にマイクを持たせ、歌う「彼」にもう吃音はありません。言葉ははっきりしないけれど楽しそうに流行りの新曲（40年前のね）を歌う姿に私の頭は強烈にアップデートされました。

「彼」は現在、熊本市で立ち上げた「障害者就労支援事業所」の施設長をしています。そこでは64人が働き、うち44人は障害のある人です。施設や自宅で暮らすのではなく、街で一人暮らしに挑戦したいという当事者の願いを受け入れています。

「彼」の語りです。

『二十歳になって一人暮らしをしました。部屋を借りるとき、障害を理由に断わられることが多かったです。それでもあきらめなかったことが自信につながりました。住んだアパートは4軒の家庭が弁当を作ってくれて、私はその材料代を払いました。

一人で出かけると「介助者は？」とよく言われました。空港では「シートベルトを自力で着用されないと乗れません」と1便乗り過ごしたこともあります。マニュアルだと思いますが、その後何度も利用することで変わっていきました。今はシートベルトを客室乗務員が着脱してくれるので、一人でも気軽に飛行機に乗ることができます。

地域で生きることこそが社会を変えていくことにつながっていきます。もっともっと多くの障害者が地域で生きていくことでさらに社会を変えていくことができると思います』

二十歳だった「彼」との「カラオケ」は鮮明に記憶する「私の出会い」です。

## 消費者トラブル 注意報

商工観光課　☎32-1604

### 太陽光発電システムの点検商法トラブルにご注意ください！

**内容**
「太陽光パネルの点検が義務化されたので無料でします」と突然、事業者が訪問してきた。点検後「今後も使用するには洗浄とコーティングが必要」と言われ約40万円の契約をしたが、家族から「だまされている。解約をするように」と言われた。

**アドバイス**
- 事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約しない。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討する。

相談は **宇城市消費生活センター ☎33－8277** へ

最寄りの消費生活センターなどを案内する3桁の電話番号
**消費者ホットライン　188**（いやや）　もご利用ください。

## かしこくみんなの年金学

熊本東年金事務所
☎096-367-2503

今月の年金相談は **20日㊋** 10時～15時　新館第5会議室　**要予約**

### 新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金に加入を

国民年金は、日本に住む20歳～60歳未満の全ての人に加入が義務付けられています。20歳になると、基礎年金番号通知書や保険料納付書、免除申請書が届きます。（厚生年金加入者などは除く）

**老後のためだけではなく、万が一の備えにも**

1 老齢年金　年を重ねたとき
2 障害年金　病気や事故で障がいが残ったとき
3 遺族年金　家族の働き手が亡くなったとき

**注意** 送られた保険料納付書を未納のまま放置すると、年金が受け取れなくなる場合があります。

**経済的に納付が難しいときは、納付猶予制度や免除制度、学生納付特例制度の手続きもできます。**

**申請先**　医療保険課　☎32-1417
熊本東年金事務所　☎096-367-2503

## 郷の記憶をたどる

文化スポーツ課　☎32-1954

私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわるさまざまな文化の魅力を発信します

**開館時間**　10時～17時
**休館日**　月・木曜（祝日の場合はその翌日）
**住所**　豊野町糸石3818　☎45-2102

### 企画展「管理人のお仕事　－蕉夢庵の施設管理－」

▲ 細川興文

不知火町桂原（かずわら）に所在する蕉夢庵跡（しょうむあんあと）（市指定史跡）は、1773年に5代宇土藩主細川興文（ほそかわおきのり）が隠居した庵（いおり）の跡地です。

興文は、宇土市に巡らされた日本最古の現役上水道である轟泉（ごうせん）水道の整備による産業の振興や、藩校「温知館（おんちかん）」や武館を設けた教育制度の整備など、宇土藩政において多大な功績を残しました。月翁（げつおう）と称した隠居後も藩政に関わっており、興文自身がこだわって設計した蕉夢庵には、多くの相談者が訪れたといいます。

実は、そのような興文の隠居生活を裏で支えた人々がいたことは、あまり知られていません。興文こだわりの蕉夢庵の建設にあたった人々、現地に滞在して庵を管理し、興文の生活環境を整えた人々など、多くの陰の功労者がいました。興文は、彼らに褒美を与えるなど手厚く対応し、その働きに感謝していたことが記録に残っています。

郷土資料館での企画展では、興文が愛した蕉夢庵を紹介し、その管理を担った人々の仕事に関する史料を展示します。江戸時代の裏方のお仕事、ぜひのぞいてみませんか？

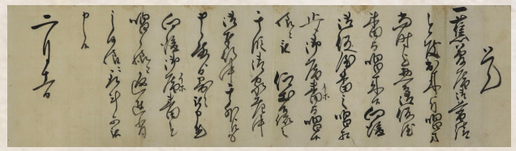
▲ 蕉夢庵の完成に合わせて管理人の職名変更を指示する文書

**郷土資料館　展示情報**

| | |
|---|---|
| **企画展**　管理人のお仕事 | **展示**　蒙古襲来絵詞（複製品）〈絵5〉 |
| **期間**　1月9日㊎～3月1日㊐ | ※広報うき2025.12月号掲載 |
| | **期間**　1月28日㊌まで |